

東京都市計画地区計画の決定（世田谷区決定）

都市計画中町上野毛通り沿道地区地区計画を次のように決定する。

名 称		中町上野毛通り沿道地区地区計画			
位 置		世田谷区中町二丁目及び三丁目各地内			
面 積		約2. 99 h a			
び 保 全 に 関 す る 方 針 開 発 及 及	地区計画の目標		本地区は、周辺の良好な居住環境を保全しながら、緑豊かな自然環境に恵まれた中低層の住宅地の形成を図るものとする。		
	土地利用の方針		1. 上野毛通り沿道地区をA地区とし、周辺地域と調和のとれた、中層住宅を主体とした街区の形成を図る。 2. 上野毛通りの後背地をB地区とし、周辺地域と調和のとれた、低層住宅を主体とした街区の形成を図る。		
	地区施設の整備の方針		1. 上野毛通りは、主要生活道路として整備する。 2. 中低層の住宅地の形成を図りながら、適宜、ポケットパーク、小緑地等の整備を図る。		
	建築物等の整備の方針		良好な中低層住宅地としての形成を図るため、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態若しくは意匠の制限、及びかき若しくはさくの構造の制限について定める。		
地区整備計画	地区の 細区分	名 称	A地区	B地区	
		面 積	約2. 06 h a	約0. 93 h a	
	壁面の位置の制限		計画図に示す壁面の位置を超えて、建築してはならない。		
	建築物等の高さの最 高限度		12. 5 m	10. 0 m	
	建築物等の形態若 しくは意匠の制限		建築物等の外壁、屋根等の形状又は色彩は、周辺の環境と調和した落ち着きのあるものとする。		
	かき若しくはさくの 構造の制限		道路に面して設ける場合は、生け垣、又はフェンス等に緑化したものとする。 ただし、道路からの高さが60cm以下のものはこの限りではない。		

「区域、地区的細区分、壁面の位置は、計画図表示のとおり」

※知事承認事項

[理由] 良好的な居住環境を保全、形成するため地区計画を定める。